

福岡県公報

平成21年 6 月 24 日
第 2 9 8 2 号

目 次

告 示 (第1054号 - 第1066号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
土地改良区の清算人の退任	(農村整備課)	5
公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	5
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	6
公 告			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	6
選挙管理委員会			
政治団体の設立届	(市町村支援課)	6
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	7
政治団体の解散届	(市町村支援課)	8
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	9

資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	9
公安委員会			
警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部生活安全総務課)	10
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部生活安全総務課)	11
再 掲			
落札者等の公示	(総合政策課)	11

告 示

福岡県告示第1054号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 6 月 24 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	一 般 道	200 号	前	直方市大字頓野585番1先から 同市大字頓野569番3先まで	26.6 ~ 34.0	38.5
			後	同上	20.0 ~ 20.0	38.5
直 方	県 道	直 方 線	前	直方市大字頓野1542番先から 同市大字頓野1215番2先まで	16.0 ~ 42.0	940.0

			後	同上	16.0 ~ 42.0	940.0
行橋	県道	長尾 稗田 平島線	前	行橋市大字下崎414番1先 から 京都郡みやこ町勝山黒田 2679番4先まで	10.0 ~ 28.0	1,380.0
			後	同上	10.0 ~ 30.0	1,380.0
豊前	県道	東上 戸原線	前	築上郡上毛町大字東上1474 番先から 同郡同町大字東上1484番1 先まで	5.3 ~ 7.0	250.0
			後	同上	12.0 ~ 24.3	250.0

福岡県告示第1055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年6月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方橋線	直方市大字頓野1341番3先から 同市大字頓野1341番3先まで
行橋	長尾稗田平島線	行橋市大字長木2589番1先から 京都郡みやこ町勝山黒田2630番1先まで

豊前	寒田線 下別府	築上郡築上町大字伝法寺701番1先から 同郡同町大字伝法寺710番3先まで
----	------------	------------------------------------------

福岡県告示第1056号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字鳥井畑247の33、247の34
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1057号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成21年6月12日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
みやま市山川町甲田（山川地区青々換地区）	換地計画書の写し	平成21年6月24日から 平成21年7月23日まで	みやま市役所 山川支所

福岡県告示第1058号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市泉中央3丁目801番6、801番9、1450番1から1450番13まで、1451番1から1451番8まで、1452番1から1452番5及び1453番1並びにこれらの区域内の里道である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉南区蜷田若園2丁目23番10号
有限会社中央開発 代表取締役 福澤 正

福岡県告示第1059号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 Eating Love Circle

(2) 代表者の氏名

松井 康太

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市大佐野250番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は家庭、学校、地域の方々を中心に食生活の問題の改善を考える人たちに対して、食教育に関する事業を行い、もって地域全体の食育、健全育成を図ることを目的とする。

福岡県告示第1060号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年5月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会

(2) 代表者の氏名

内田 勝巳

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市新栄町16番地11の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害当事者の主体性とエンパワーメントを基本に据えたノーマライゼーションの理念の下、障害者の地域での就労の場の創出並びに生活支援に関する事業や障害者の福祉に関する調査・研究事業等を行うことにより、障害者が地域の

中で自立生活を営んでいけるよう福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1061号

友枝土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
森 正 夫	築上郡上毛町大字土佐井807番地 1
小 林 幸 博	" " 大字西友枝1082番地
加来野 未 雄	" " " 356番地
山 本 健之佐	中津市2146番地
三 田 敏 和	築上郡上毛町大字東上1616番地 1
山 本 盛 文	" " " 1246番地 2
新 見 修	" " 大字土佐井441番地

2 退任監事

氏 名	住 所
相 良 文 義	築上郡上毛町大字西友枝641番地
上 島 安 弘	" " 大字東上289番地

3 就任理事

氏 名	住 所
谷 中 貞 則	築上郡上毛町大字土佐井1226番地
小 林 幸 博	" " 大字西友枝1082番地
加来野 未 雄	" " " 356番地
山 本 健之佐	中津市2146番地

三 田 敏 和	築上郡上毛町大字東上1616番地 1
山 本 盛 文	" " " 1246番地 2
新 見 修	" " 大字土佐井441番地

4 就任監事

氏 名	住 所
山 下 正 幸	築上郡上毛町大字東上931番地
奥 雅 樹	" " " 1137番地

福岡県告示第1062号

大橋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
柳 瀬 和 彦	久留米市大橋町合楽193番地
水 落 洋 明	" " 常持239番地
幸 若 剛	" " 合楽419番地
永 野 壽 榮子	" " 常持374番地 1
山 川 茂 之	" " " 836番地
鹿 毛 壽	" " " 941番地
行 徳 美 光	" " 合楽435番地
平 井 征 雄	" " " 146番地 4
清 水 一 三	" 田主丸町中尾1758番地
大 塚 靖 治	" 草野町草野671番地 1
井 上 登志江	" 善導寺町島617番地

2 退任監事

氏名	住所
古賀伸幸	久留米市大橋町常持1152番地
中鶴裕一	" " 合衆200番地2
久保山一年	" 田主丸町中尾1205番地

3 就任理事

氏名	住所
幸若英明	久留米市大橋町合衆1086番地
鹿毛貢	" " 常持1164番地2
石井俊雄	" " 合衆246番地1
末次秋水	" " 常持360番地6
井上潔	" " " 950番地1
秋永ヨシ子	" " " 929番地2
佐藤守義	" " 合衆115番地1
橋本謙一	" 草野町紅桃林283番地
坂井崇	" 田主丸町中尾877番地1
島津清晴	" 善導寺町島705番地
園木正広	" 大橋町合衆1069番地3

4 就任監事

氏名	住所
清水雅之	久留米市田主丸町中尾1723番地
秋永昇	" 大橋町常持844番地
幸若勝行	" " 合衆412番地

福岡県告示第1063号

解散した清算法人田川郡添田町伊原土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
高橋睦生	田川郡添田町大字添田2472番地の3
井上徹	" " " 2658番地
湊等	" " " 2627番地
大村勝憲	" " " 2637番地
藏本哲也	" " " 2665番地
串山政則	" " " 2666番地の5
藏本正伸	" " " 3001番地の5

福岡県告示第1064号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区蜷田若園二丁目	平成20年10月30日

福岡県告示第1065号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
有限会社藤本石油
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3472番地の14
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成21年3月1日

福岡県告示第1066号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
藤田石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県久留米市田主丸町田主丸727 - 5
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成21年4月7日

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
株式会社友志開発興業
- (2) 所在地
群馬県前橋市富士見町時沢2847番地
- (3) 代表者
代表取締役 小野寺 禎

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成21年6月4日

4 処分の理由

事業者が、平成21年4月30日付けで、群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消され、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成21年5月1日～5月31日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
押川政経調査事務所	押川吉男	水野 殖	福岡市博多区住吉4-5-3 丸ビル4F	平成21年5月28日
建設環境総合研究会	押川吉男	水野 殖	福岡市博多区住吉4-5-3 丸ビル4F	平成21年5月28日
玄洋社思想を護る会	藤嶋次男	応江昭正	福岡市早良区四箇6-11-14	平成21年5月27日
政治結社自由民権同志会	上條利雄	水野 殖	福岡市博多区住吉4-5-3 丸ビル4F	平成21年5月28日
福岡県商工政治連盟飯塚市支部	岩下三郎	鬼丸市朗	飯塚市忠隈494	平成21年5月22日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から

届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成21年5月1日～5月31日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県自動車販売支部	会計責任者	古賀 敏 行	久保田 保 彦	平成21年5月15日	平成21年5月26日
民主党福岡県第7区総支部	政治団体の名称	民主党福岡県第7区総支部	民主党福岡県第7総支部	平成21年5月12日	平成21年5月13日

(2団体)

る。

平成21年6月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
ウエストまちづくり研究会	代 表 者	田 仲 常 郎	田 仲 一 雅	平成21年4月27日	平成21年5月21日
大牟田薬剤師連盟	代 表 者	橋 本 和 樹	安 藤 寛 治	平成21年5月15日	平成21年5月20日
押川政経調査事務所	会 計 責 任 者	水 野 殖	宮 原 文 徳	平成21年5月11日	平成21年5月11日
建設環境総合研究会	会 計 責 任 者	水 野 殖	宮 原 文 徳	平成21年5月11日	平成21年5月11日
政治結社自由民権同志会	会 計 責 任 者	水 野 殖	田 浦 耕 治	平成21年5月11日	平成21年5月11日
21世紀豊前市民の会	主たる事務所の所在地	豊前市大字八屋1222	豊前市大字八屋2052番地の9	平成21年5月10日	平成21年5月12日
	会 計 責 任 者	釜 井 健 次 郎	上 田 日 丸		
福岡県農政連糸島支部	会 計 責 任 者	井 上 孝 治	吉 村 正 春	平成21年4月25日	平成21年5月8日
福岡県農政連久留米市支部	会 計 責 任 者	古 賀 悦 生	森 光 継 夫	平成20年9月5日	平成21年5月29日
ふくおかネットワーク・宗像	代 表 者	林 田 公 子	辻 洋 子	平成21年4月27日	平成21年5月1日
みやうら寛応援団	主たる事務所の所在地	福岡市早良区野芥2-2-26	福岡市早良区田隈1丁目8-13	平成21年5月1日	平成21年5月7日
京都薬剤師連盟	代 表 者	西 村 哲 成	泉 泰 行	平成21年5月16日	平成21年5月19日
	会 計 責 任 者	徳 岡 大 右	尾 形 義 子		

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成21年5月1日～5月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
岡崎忠義後援会	平成21年5月1日	平成21年5月29日
押川政経調査事務所	平成21年5月11日	平成21年5月11日
建設環境総合研究会	平成21年5月11日	平成21年5月11日
鈴木孝義後援会	平成21年3月31日	平成21年5月29日
政治結社自由民権同志会	平成21年5月11日	平成21年5月11日
田原むねのり後援会	平成21年4月30日	平成21年5月13日
仲野丈後援会	平成21年4月1日	平成21年5月27日

平川恒男後援会	平成21年5月11日	平成21年5月11日
福岡県商工政治連盟庄内支部	平成21年3月31日	平成21年5月22日

(9団体)

福岡県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成21年5月1日～5月31日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
釜井健介	豊前市長	21世紀豊前市民の会	主たる事務所の所在地	豊前市大字八屋1222	豊前市大字八屋2052番地の9	平成21年5月10日	平成21年5月12日
田仲常郎	北九州市議会議員	ウエストまちづくり研究会	代表者	田仲常郎	田仲一雅	平成21年4月27日	平成21年5月21日
松本昌治	筑前町議会議員	まつもと昌治後援会	主たる事務所の所在地	朝倉郡筑前町依井1330-6	朝倉郡筑前町依井1376-1	平成21年1月1日	平成21年5月26日
宮浦寛	福岡県議会議員	みやうら寛応援団	主たる事務所の所在地	福岡市早良区野芥2-2-26	福岡市早良区田隈1丁目8-13	平成21年5月1日	平成21年5月7日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成21年5月1日～5月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体指定取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
岡 崎 忠 義	香 春 町 議 会 議 員	岡 崎 忠 義 後 援 会	岡 崎 忠 義	平成21年5月1日	平成21年5月29日
鈴 木 孝 義	香 春 町 議 会 議 員	鈴 木 孝 義 後 援 会	鈴 木 孝 義	平成21年3月31日	平成21年5月29日
平 川 恒 男	宗 像 市 議 会 議 員	平 川 恒 男 後 援 会	平 川 恒 男	平成21年5月11日	平成21年5月11日

(3団体)

公安委員会

福岡県公安委員会規則第15号

警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年6月24日

福岡県公安委員会

警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（携帯の禁止）

第2条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

(1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

(2) 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

チメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

(3) 刺股

(4) 非金属製の楯

(5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第3条本文中「において」を削り、「警戒杖」を「警戒じょう」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「において」を削り、「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条第2号中「法第2条第1項第1号に規定する警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第1号に規定する空港保安警備業務を除き、）」を「警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務（）」に改める。

第5条を削る。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

長 さ	重 量
-----	-----

30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2（第2条関係）

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年7月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に警備業法（昭和47年法律第117号）第17条第2項の届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第2条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第2条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

福岡県公安委員会告示第184号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成21年6月24日

福岡県公安委員会

- 意見公募をしなかった理由
警備員等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について（平成21年3月26日付け、警察庁乙生発第3号。以下「基準通達」という。）が発出されたことに伴い、警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第4号）の一部を改正するものであるが、この基準通達については、平成21年1月26日から同年2月14日までの間、国の機関である警察庁が意見公募手続をとった上で定めたものであり、同基準通達と実質的に同一の内容である今回の規則の改正については、行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものである。
- 警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則の公布日
平成21年6月24日
- 概要等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課に備え置く。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年6月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 契約に係る特定役務の名称
平成21年度福岡県地価調査業務委託契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部総合政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成21年4月7日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

社団法人福岡県不動産鑑定士協会

(2) 住所

福岡市博多区祇園町1番40号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

67,282,950円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定15条1(b)及び(d)に該当